

手数料条例抜粋（認定の申請）

別表（第2条関係）

区分		手数料1件につき	件数区分等	
低炭素建築物新築等計画認定の申請	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	5,000円	1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	
		5,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この部及び次の部において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この部及び次の部において同じ。）	申請戸数が1戸のもの
		10,000円		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		17,000円		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		29,000円		申請戸数が11戸以上のもの
		10,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	
		10,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	
		10,000円	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		29,000円		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
	その他の場合	37,000円	1戸建ての住宅	
		37,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		75,000円		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		106,000円		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		150,000円		申請戸数が11戸以上のもの
		120,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	
		265,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	
		265,000円	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		422,000円		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

手数料条例抜粋（変更の認定の申請）

別表（第2条関係）

区分		手数料1件につき	件数区分等	
低炭素建築物新築等計画変更の認定の申請	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証す ▪書面を添付する場合	3,000円	1戸建ての住宅	
		3,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		6,000円		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		10,000円		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		17,000円		申請戸数が11戸以上のもの
		6,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	
		6,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	
		6,000円	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
		17,000円		
	その他の場合	19,000円	1戸建ての住宅	
		19,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		38,000円		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		55,000円		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		78,000円		申請戸数が11戸以上のもの
		61,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	
		133,000円	1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	
		133,000円	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの				
214,000円				

備考

5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出の金額は、構造計算適合性判定を求める場合にあつては、別表に規定する金額のほか、1棟につき、第2項の表に掲げる額を納付するものとする。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出の金額は、構造計算適合性判定を求める場合にあつては、別表に規定する金額のほか、1棟につき、第2項の表に掲げる額を納付するものとする。